

## Q 各制度を利用したことや相談内容の秘密は守られますか？

専任の担当者には守秘義務がありますので、相談内容や個人の秘密は守られます。また、利用者のご意向に反して、加害者に制度の利用が知られることはありませんのでご安心ください。

## Q 意見等聴取制度や心情等聴取・伝達制度の聴取の際は、地方更生保護委員会又は保護観察所まで行かなくてはならないのですか？

ご意見等を記述した書面のご提出も可能ですが、ご意見やお気持ちをより正確に伝えていただくためにも、仮釈放等の審理を行っている地方更生保護委員会又はお住まいの地域にある保護観察所にお越しいただき、直接お話しされることをお勧めします。なお、両制度の利用のためにお越しいただく場合は、所定の交通費をお支払いすることができます。

## Q 制度を利用するにあたって、何かサポートは受けられますか？

意見等聴取制度においては、お住まいの地域にある保護観察所で、専任の担当者をご相談に応じたり、ご意見等をお聴きする場所への付添い又は同席のほか、ご意見等を記述する書面の代筆を行うことができます。また、心情等聴取・伝達制度においても同様に、ご相談に応じたり、心情等をお聴きする場所に同席することができます。

## Q 意見等聴取制度で述べた意見等は、どのように扱われるのですか？

ご意見等は、加害者の仮釈放等を許すか否かの判断や生活環境の調整に当たり考慮されるほか、仮釈放等が許可されて保護観察となった場合は、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。

## Q 心情等聴取・伝達制度で述べた心情等は、どのように扱われるのですか？

加害者への心情等の伝達を希望される場合は、加害者が被害の実情などに向き合い、反省や償いの意識を深めるよう指導を行います。また、お伝えになった心情等を受けて加害者が述べたことをお知らせすることもできます。

また、加害者への伝達を希望しない場合、お聴きした心情等は、加害者の保護観察を担当する保護観察官に伝えられ、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。

## 保護観察所 被害者専用電話番号

お住まいの地域の番号まで  
遠慮なくお電話ください。

札幌	011-261-9228	名古屋	052-961-0249
函館	0138-24-2112	津	059-227-6675
旭川	0166-59-2068	大津	077-524-4420
釧路	0154-23-3207	京都	075-417-4803
青森	017-732-1049	大阪	06-6949-6522
盛岡	019-624-3433	神戸	078-351-4020
仙台	022-221-1455	奈良	0742-23-1233
秋田	018-862-4718	和歌山	073-436-2520
山形	023-631-2431	鳥取	0857-22-3519
福島	024-534-2241	松江	0852-21-2250
水戸	029-227-7072	岡山	086-224-3008
宇都宮	028-621-2298	広島	082-221-4489
前橋	027-237-5014	山口	083-922-1329
さいたま	048-861-8843	徳島	088-622-4368
千葉	043-204-7794	高松	087-822-5447
東京	03-3597-0132	松山	089-941-9985
横浜	045-201-1848	高知	088-873-1090
新潟	025-222-1500	福岡	092-737-6963
甲府	055-235-7127	佐賀	0952-27-4155
長野	026-234-2060	長崎	095-822-5184
静岡	054-253-0209	熊本	096-366-8770
富山	076-421-5663	大分	097-536-6308
金沢	076-261-0089	宮崎	0985-24-4380
福井	0776-28-7125	鹿児島	099-227-4080
岐阜	058-265-2579	那覇	098-853-2961

## 地方更生保護委員会 被害者専用電話番号

意見等聴取制度 や

仮釈放・仮退院等に関するお問合せはこちら

北海道	011-272-5270	近畿	06-6949-0079
東北	022-221-3540	中国	082-224-0920
関東	048-601-2132	四国	087-826-4055
中部	052-951-2951	九州	092-761-7822

各制度の詳細はこちら

更生保護 被害者支援 検索



リサイクル適性<sup>®</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

令和5年10月発行

## 犯罪被害にあわれた方へ

裁判・審判の終了後に  
利用できる制度があります

意見等聴取制度

心情等聴取・伝達制度

被害者等通知制度

相談・支援

## 制度を利用された方からのメッセージ

### 体験談1 詐欺事件の被害者の方

利用した制度 >> [意見等聴取制度](#) [心情等聴取・伝達制度](#)  
[被害者等通知制度](#) [相談・支援](#)

私は、犯罪被害にあわれた多くの方にこれらの制度を利用して欲しいと思います。私は、長い間、被害にあった話を誰かに聴いてもらうことができませんでした。そんな中、制度利用を通して、職員の方に私の話をしっかりと聴いてもらったことはとてもありがたかったです。

また、加害者に対して、しっかり自分の気持ちや訴えを伝えること、それ自体にも意味があったと思います。そして、職員の方と話す中で、また、加害者に何を伝えるか考える中で、事件に向き合い、自分の気持ちを整理することができました。

大げさに聞こえるかもしれませんが、心情等聴取・伝達制度を始めとした各制度を利用したことが、再び前向きに生きていくきっかけになったと思います。

### 体験談2 ご遺族の方

利用した制度 >> [意見等聴取制度](#)  
[被害者等通知制度](#) [相談・支援](#)

制度を利用すると、事件を思い出すなど、つらいこともあるかもしれません。しかし、自分の気持ちを加害者に伝えられるときに伝えておかないと、後になって後悔するかもしれません。

こちらから気持ちを伝えておかないと、加害者も、「保護観察が終わったらこれで終わりだ」としてしまうのではないかと思います。それは、被害者・加害者双方にとって一番良くないことだと思います。

被害者が自分の気持ちを伝え、それを加害者に分らせることで、加害者が反省したり、更生したりする可能性もあると思います。私のような気持ちを持つ被害者もいるということも知っていただき、制度を利用するか検討してもらえればと思います。

各制度の詳細な体験談は、  
法務省ホームページから  
ご覧いただけます。



法務省保護局



# 更生保護には犯罪被害にあわれた方々のための制度があります。

- 各制度のご利用には、「相談・支援」を除き、**申出の手続きが必要**です。
- 制度の利用・相談は**無料**です。
- 各制度には**ご利用できる方の範囲**が定められています。

加害者の仮釈放・仮退院等について  
意見を言いたい

## 意見等聴取制度



加害者の仮釈放、少年院からの仮退院又は退院<sup>※1</sup>の審理を行う地方更生保護委員会に対して、仮釈放等、生活環境の調整<sup>※2</sup>、保護観察<sup>※3</sup>に関するご意見や被害についてのお気持ちを伝えることができます。

お問合せ先
地方更生保護委員会

利用できる期間
仮釈放・仮退院等の審理が行われている期間

被害に関する気持ちや  
加害者に対する意見を伝えたい

## 心情等聴取・伝達制度



被害に関するお気持ちや、保護観察中の加害者の生活・行動に対するご意見を保護観察所がお聴きします。さらに、ご希望がある場合には、これを加害者に伝えます。

お問合せ先
加害者の保護観察を実施している保護観察所 お住まいの地域にある保護観察所

利用できる期間
加害者が保護観察を受けている期間

加害者に関する情報を知りたい

## 被害者等通知制度



地方更生保護委員会から、加害者の仮釈放等の審理の開始やその結果を通知します。保護観察所から、加害者の保護観察の開始、処遇状況や終了に関する事項を通知します。

お問合せ先		
加害者が刑事処分になった場合	加害者が保護処分になった場合	
事件を取り扱った 検察庁	少年院送致	保護観察
	最寄りの 少年鑑別所	お住まいの 地域にある 保護観察所

被害を受けたことによる  
悩みや不安を相談したい

## 相談・支援

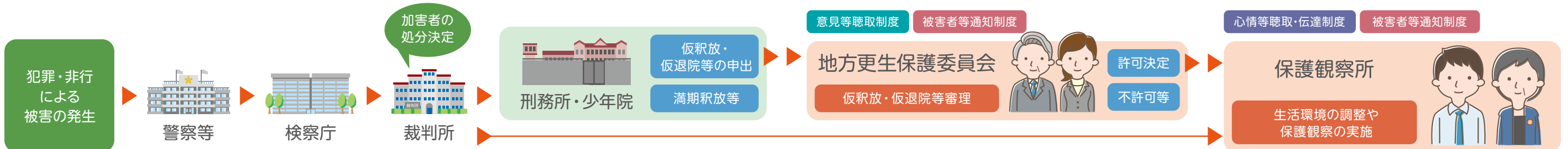


被害者支援専任の担当者が、悩みや不安をお聴きし、ご相談に応じます。各制度について詳しくご説明するほか、関係機関や団体が行う支援制度をご紹介します。

お問合せ先
お住まいの地域にある保護観察所

利用できる期間
いつでもご利用いただけます。

### 保護観察までの流れ



※1 仮釈放、少年院からの仮退院又は退院とは、収容されている加害者を期間の満了前に釈放し、社会内で生活させながら、保護観察を行うものです。  
 ※2 生活環境の調整とは、収容されている加害者の社会復帰を図るため、釈放後の居住環境を調査・調整するものです。  
 ※3 保護観察とは、加害者が実社会の中でその健全な一員として更生するよう、国の責任において指導監督を行うものです。